

# 彩の国資源循環工場における一般廃棄物の取扱いに関する指導指針

(趣旨)

第1条 この指針は、彩の国資源循環工場（以下「資源循環工場」という。）において取り扱う一般廃棄物に含まれる放射性物質による環境影響を抑制するため、資源循環工場に一般廃棄物の処分（再生利用を含む。以下同じ。）を委託しようとする市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）並びに資源循環工場の事業者に対する指導について定めるものである。

(定義)

第2条 この指針が指導の対象とする一般廃棄物（以下「指導対象廃棄物」という。）は、資源循環工場の事業者が取り扱う一般廃棄物のうち汚泥、焼却灰及びばいじんとする。

(市町村等に対する指導)

第3条 寄居町は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第4条第9号に基づき、他の市町村等から資源循環工場において一般廃棄物を処分する旨の通知があったときは、当該市町村等に対して、次のとおり指導するものとする。

(1) 指導対象廃棄物に含まれる放射性物質の量を資源循環工場に搬入する前に測定し、その結果

を報告すること。→ 寄居町へ 全入へ ← 同様に測定 ← (寄居町) 市町村等へ

(2) 指導対象廃棄物の処分において国が定める基準があるときは、その基準を超えるものを搬入しないこと。

(資源循環工場の事業者に対する指導等)

第4条 寄居町は、資源循環工場の事業者が指導対象廃棄物を取り扱おうとするときは、当該事業者に対して、次のとおり指導するものとする。

(1) 指導対象廃棄物の処分において国が定める基準があるときは、その基準を超えるものを搬入させないこと。→ 寄居町へ 全入へ ← 同様に測定 ← (寄居町) 市町村等へ

(2) 指導対象廃棄物の保管場所において、その周辺の空間放射線量率を測定すること。この場合において、測定の頻度は、寄居町の指示によること。→ 寄居町へ 全入へ ← 同様に測定 ← (寄居町) 市町村等へ

(3) 資源循環工場の事業者は、前号の測定結果をその事務所に保管し、寄居町監視員による監視時に提示すること。

(4) 資源循環工場の事業者は、寄居町から求めがあったときは、第2号の測定結果を速やかに報告すること。← 寄居町へ 全入へ ← 同様に測定 ← (寄居町) 市町村等へ

第5条 寄居町は、前条第2号に基づく測定の結果等により、必要があると認めるときは、資源循環工場の事業者に対して、指導対象廃棄物の取扱いの改善を指示するものとする。

附 則

1 この指針は、平成23年12月6日から施行する。

2 この指針は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）の施行その他放射性物質による環境の汚染状況等を見極めながら改廃するものとする。